

東京都保健医療局医療政策部医療安全課
会計年度任用職員募集要項

項 目	内 容
職名	医療法人指導専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>※ 1 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</p> <p>※ 2 任用後 1 か月は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまで条件付採用の期間を延長します。</p>
勤務職場	東京都保健医療局医療政策部医療安全課 (新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一庁舎 2 8 階中央)
職務内容	<p>1 医療法人に係る届出関係書類（認可を要しないもの（※ 1））の事前相談対応、受理、内容確認、審査、指導業務</p> <p>2 その他付随する業務等（変更事項のデータ入力、設立認可・定款（寄附行為）変更認可申請書類審査（※ 2）など）</p> <p>※ 1 役員変更届、事業報告書等、登記届、定款（寄附行為）変更届等</p> <p>※ 2 比較的軽易な案件</p>
応募資格・求められる能力	<p>【資格】</p> <p>1 行政書士の資格を有する者</p> <p>※上記に該当する者を対象とする。</p> <p>なお、上記のほか、簿記等の会計知識を有する者が望ましい。</p> <p>【能力】</p> <p>1 パソコン（Word、Excel 等）の基本的な操作能力を有し、届出事項に係るデータ入力や書類整理等の事務処理を正確かつ迅速に遂行することができる。</p> <p>2 医療法人に係る申請や届出に関する基礎的知識を有している。</p> <p>3 相手の考えや行動を理解し、窓口や電話対応において丁寧・誠実な接遇を行うことができる。</p> <p>4 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう、協力・調整・情報共有を積極的に行うことができる。</p> <p>5 困難な課題に対しても、粘り強く解決に向けて取り組むことができる。</p> <p>6 協調性があり、業務に対し強い責任感がある。</p> <p>7 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p>
勤務日数	月 1 6 日

勤務時間	午前9時から午後5時45分まで（原則） 所定勤務時間を超える勤務の有無について： 無（但し、業務の必要上やむを得ない場合を除く）
休憩時間	12時00分から13時00分まで（原則）
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 243,400 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） ※1 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給 ※2 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※3 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入
応募方法等	1 応募方法 次の書類を下記「問合せ先」宛に郵送してください。 ア 会計年度任用職員申込書（写真添付）1通 イ 行政書士証票の写し 1通 ウ 返信用封筒（長3）1通 合否通知等の郵送先住所と氏名を記入し、110円切手を貼付してください。 2 応募期限 令和7年2月5日（水曜日）必着 3 募集人員 3名程度 4 選考方法 ア 第一次選考 書類選考 イ 第二次選考 面接 5 面接及び業務内容説明を令和7年2月14日（金曜日）から同月18日（火曜日）の間で東京都が指定する日時に実施します（時間、場所等につきましては、概ね1週間前に御連絡します。） ※1 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的に使用しません。 ※2 応募書類は返却しませんので、御了承ください。 ※3 第二次選考(面接)は、第一次選考後、対象者のみ実施します（別途連絡）。

	※4 書類選考及び面接ともに、選考結果に関するお問合せには一切応じられません。
問合せ	東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話番号：03-5320-4426（直通）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。